

(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設 に関する都市計画について

- 1 関係法令
- 2 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更「種類」「名称」
- 3 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更「位置」「面積」
- 4 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更「区域」
- 5 今後の都市計画手続き

※伊奈町は上尾都市計画に基づき、都市計画を行っております。

1 関係法令について

▶ 『都市計画法』

第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、
汚物処理場、**ごみ焼却場**その他の供給施設又は処理施設

▶ 『建築基準法』

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

※ただし、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

1 関係法令について

○都市計画に定める事項

都市計画法第11条第2項によりごみ焼却ごみ処理場について都市計画に定めるもの

- 1 施設の種類
- 2 名称
- 3 位置及び区域
- 4 面積

都市施設として都市計画に定めるため、上記の内容の都市計画原案を作成

**※本都市計画はごみ処理ごみ焼却場を「追加」することから「変更」による
手続き**

2 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「種類」「名称」

(種類) ごみ焼却ごみ処理場

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却ごみ処理場名			
2	(仮称) 上尾伊奈ごみ広域 処理施設	伊奈町大字小室字精進場、字西	約70,000m ²	

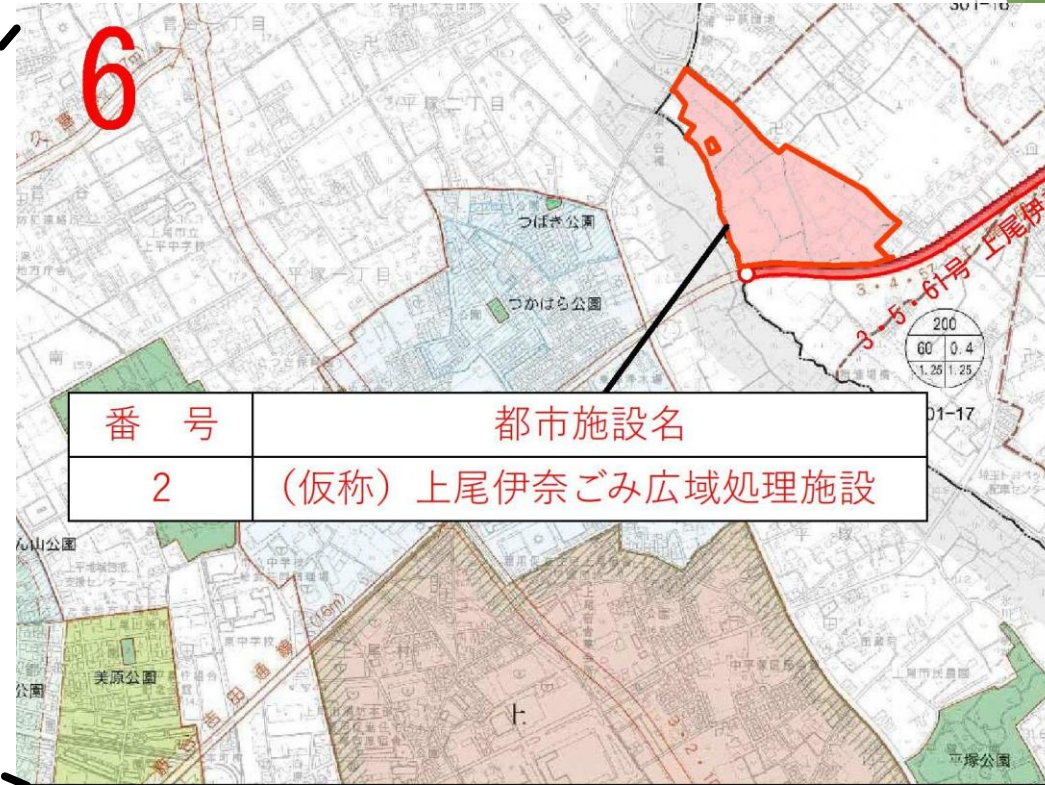
※「番号1」は「上尾市西貝塚環境センター」

【変更理由】

上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行っていましたが、施設の老朽化及び維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっております。

両市町では、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、ごみの広域処理の検討を行い、令和3年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」において、伊奈町内に新たに施設を設けることになったことから、(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設を追加するものです。

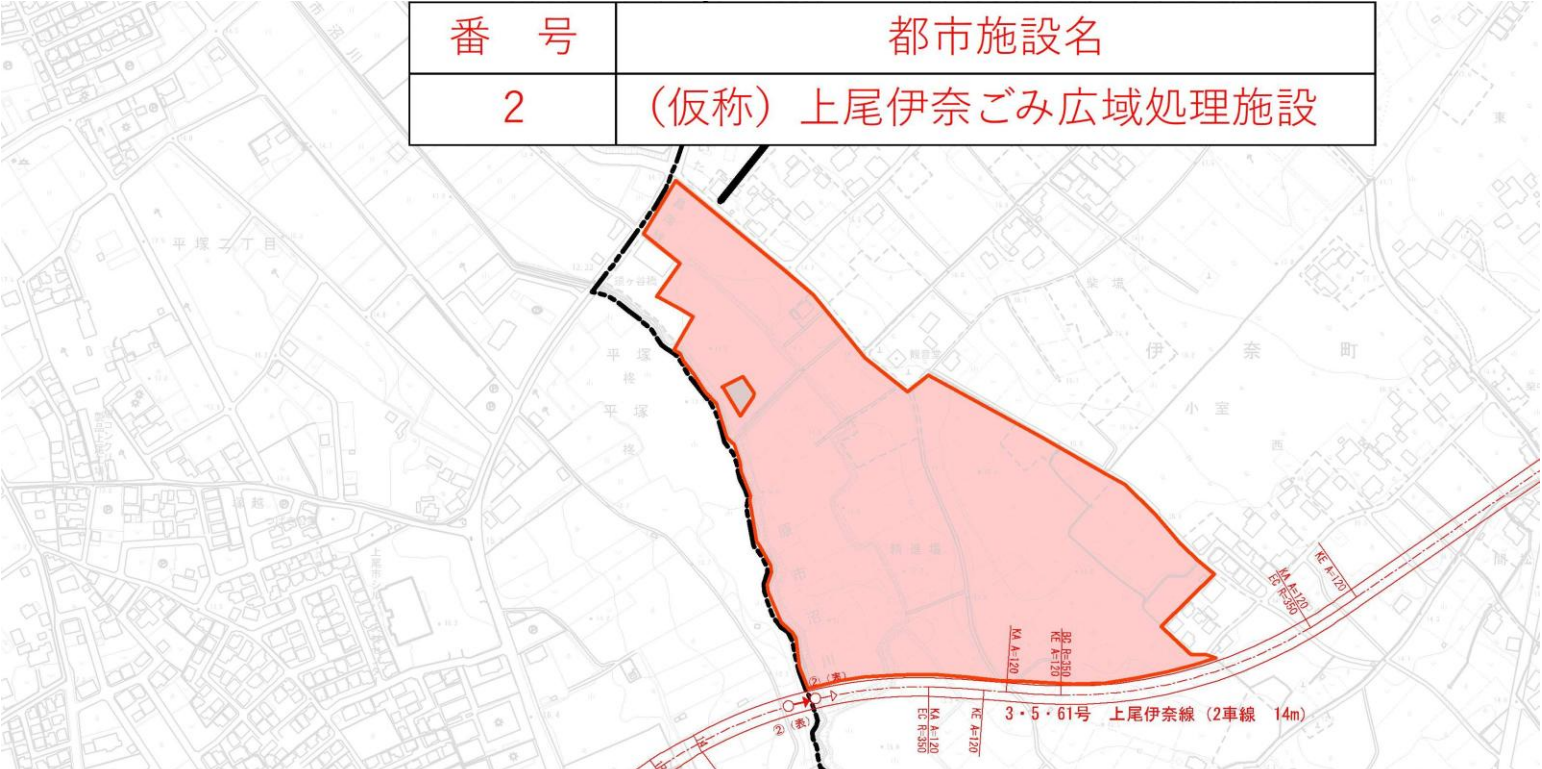
3 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 「位置」「面積」



【2 (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設】

本施設は、伊奈町大字小室字精進場及び字西に位置し、西側を流れる原市沼川を境に上尾市と隣接する、面積約70,000㎡のごみ焼却ごみ処理場です。

4 上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更「区域」



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却ごみ処理場名			
2	(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設	伊奈町大字小室字精進場、字西	約70,000㎡	

5 今後の都市計画手続き

都市計画変更 原案の作成 (R7.8月)

都市計画変更原案の閲覧 (R7.11.4まで)
都市計画に関する説明会 (本日)
公述書提出期間 (R7.11.11必着)

都市計画変更 案の作成 (R8.1月頃)

都市計画変更案の縦覧 (R8.6月頃)

伊奈町都市計画審議会 (R8.12月頃)

都市計画変更決定告示 (町) R9.1月頃

意見書の
提出期間

都市計画の手続き

問い合わせ先

- 本都市計画変更に関すること
伊奈町 環境対策課 廃棄物対策係
〒362-8517 伊奈町中央四丁目355番地
電 話 048-721-2111（内線：2251）
- ごみ広域処理施設に関すること
上尾伊奈資源循環組合
〒362-0011 上尾市大字平塚951番地2
（イコス上尾内）
電 話 048-658-9471